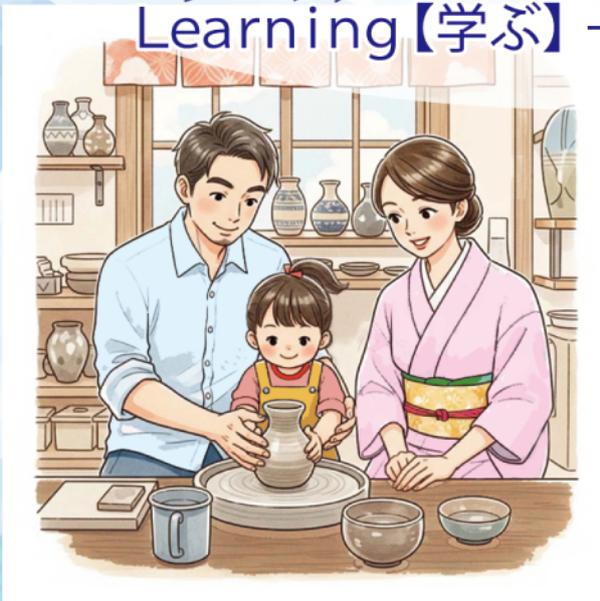


【保護者用リーフレット】



親子で一緒に
ラーケーションの日

ラーニング バケーション
Learning【学ぶ】+ Vacation【休暇】



海陽町教育委員会



ラーケーションの日とは

- 「ラーケーションの日」とは、子どもが保護者等と一緒に平日に校外（家庭や地域）で、体験や探求の学び・活動を自ら考え、企画・実行することができる日です。
- 校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。
- 保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年度内に5日まで取ることができます。



「ラーケーションの日」届け出の流れ

1. 計画を立てる

お子さまと一緒に体験や探求の学び・活動を話し合い、計画を立てる。
※学校の行事予定や学校の示す「ラーケーションの日」を利用できない日でないことを確認する。

2. 1週間前までに届出書を提出する

「ラーケーションの日」届出書は学校から指定された方法で原則1週間前までに届け出る。

3. ラーケーション

お子さまと一緒に、校外で体験や探求の学び・活動を行う。

4. 振り返り

学んだことについて、お子さまと話し合ったり、次回の計画を考えたりする。



ご留意いただきたいこと

- ◆ 「ラーケーションの日」は、事前（原則1週間前まで）に届け出る必要があります。
- ◆ 給食については、病気等での欠席と同じ対応になります。
- ◆ 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。
- ◆ ラーケーションを取ることができない日（期日）については、お子さまが通われている学校にお問い合わせください。



「ラーケーションの日」活動のポイント

家族と一緒に過ごす時間が大切です。「何について学ぶか」を事前にお子さまと一緒に話し合ってみてください。そこから「ラーケーションの日」は始まります。必ずしも遠くへ行かなくても、身近な場所にも学びの種はあふれています。家族と一緒に活動するからこそ見つかる、新たな発見があるかもしれません。



学びのキーワード

自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理
伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・見学・創作・鑑賞・キャリアなど



活動例

自然と仲良くなろう

景色を味わう、鳥の声を聴く、空気をを感じる・・・山や川、海などの自然に親しむことで、そこでしかできない体験ができます。

観察をとおして生まれた発見や問いも大切です。



再発見！地域めぐり



体験施設や史跡をじっくり見学してみましょ。他にも庭や公園で見つけた植物について調

べてみたり、家族と同じ景色を見ながら絵をかくなどしてみましょ。学びのきっかけは身近な場所にもたくさんあります。



授業で学んだことを生かそう

家庭科や総合学習の授業等で学んだことを生かし、実際につくってみましょ。



日常を離れて、感じたことを語り合おう

美術、映画、音楽、演劇、スポーツ観戦など、人生を豊かにする芸術・スポーツに触れて、感じたことを語り合ってみましょ。





「ラーケーションの日」について Q&A

Q 1. なぜ、ラーケーションの日を実施するのですか。

土日や祝日に働いている方など、休みの日にお子さまと一緒に過ごすことが難しいご家庭でも、平日の保護者が休みの日に、お子さまと一緒に学び、活動することができる日として実施します。

Q 2. ラーケーションの日を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

ラーケーションの日は、連続して取得することも、分散して取得することもできます。限度は年度内に5日であり、残った日を翌年度に繰り越すことはできません。また、半日または時間で取得することはできません。

Q 3. ラーケーションの日は必ず取得しなければいけませんか。

必ず取得しなければいけないものではありません。各家庭の状況に応じ、選択してください。

Q 4. ラーケーションの日に、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

ラーケーションは「学び」+「休暇」ですので、「学び」の要素も必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりとなる活動ですので、家庭でよく話し合っけて計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても、ラーケーションは可能です。

Q 5. どのような活動であればラーケーションになるのですか。

ラーケーションは、①保護者等と一緒に、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②を満たす活動がラーケーションということになります。前ページの学びのキーワードや活動例などを参考にして、お子さまと話し合い、「何を学ぶか」をはっきりさせる必要があります。身近な場所にも、学びの種はたくさんあるはずですよ。

【お問い合わせ】

- ◆制度全般に関すること：海陽町教育委員会 教育政策課 TEL0884-73-1246
- ◆届け出に関すること：お子さまが通われている学校にお問い合わせください

